

別表第三 (第八条関係)

放射性同位元素等の規制に関する法律	第四十一条の七第二項第一号(第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四、第四十一条の四十及び第四十一条の四十六において準用する場合を含む。)
-------------------	---

別表第四 (第十条関係)

放射性同位元素等の規制に関する法律	第四十一条の七第二項第二号(第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四、第四十一条の四十及び第四十一条の四十六において準用する場合を含む。)
-------------------	---

別表第三 (第八条、第九条関係)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第四十一条の七第二項第一号(第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十において準用する場合を含む。)
---------------------------	---

別表第四 (第十条、第十一条関係)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第四十一条の七第二項第二号(第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十において準用する場合を含む。)
---------------------------	---

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則(昭和三十三年通商産業省令第一号)	[略]
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)	[略]

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則(昭和三十三年通商産業省令第一号)	[同上]
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)	[同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

告 示

○厚生労働省告示第二十七号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病(と)に厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度(平成二十六年厚生労働省告示第四百七十五号)の一部を次の表のように改正し、令和元年七月一日から適用する。

令和元年六月十日 厚生労働大臣 根本 匠 (傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
第一表～第五表 (略) 第六表 膠原病				第一表～第五表 (略) 第六表 膠原病			
区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度	区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
(略)				(略)			

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	<u>23</u> ・ <u>24</u>	(略)	(略)

第七表・第八表 (略)

第九表 血液疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
遺伝性溶血性貧血	<u>1</u> ～ <u>7</u>	(略)	(略)
	<u>8</u>	<u>1</u> から <u>7</u> までに掲げるもののほか、遺伝性溶血性貧血	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	<u>9</u> ・ <u>10</u>	(略)	(略)
血小板機能異常症	<u>11</u> ～ <u>13</u>	(略)	(略)
	<u>14</u>	<u>11</u> から <u>13</u> までに掲げるもののほか、血小板機能異常症	(略)

<u>スティーヴンス・ジョンソン症候群</u>	<u>23</u>	<u>スティーヴンス・ジョンソン症候群</u>	治療で非ステロイド系抗炎症薬、ステロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制薬、抗凝固療法、 γ グロブリン製剤、強心利尿薬、理学作業療法、生物学的製剤又は血漿 ^{しょうじょう} 交換療法のうち一つ以上を用いている場合
(略)	<u>24</u> ・ <u>25</u>	(略)	(略)

第七表・第八表 (略)

第九表 血液疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
<u>遺伝性出血性末梢^{しょうじょう}血管拡張症</u>	<u>1</u>	<u>遺伝性出血性末梢^{しょうじょう}血管拡張症</u>	治療で補充療法、G-C S F療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
遺伝性溶血性貧血	<u>2</u> ～ <u>8</u>	(略)	(略)
	<u>9</u>	<u>2</u> から <u>8</u> までに掲げるもののほか、遺伝性溶血性貧血	(略)
<u>カサバツハ・メリット症候群</u>	<u>10</u>	<u>カサバツハ・メリット症候群</u>	治療で補充療法、G-C S F療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
(略)	<u>11</u> ・ <u>12</u>	(略)	(略)
血小板機能異常症	<u>13</u> ～ <u>15</u>	(略)	(略)
	<u>16</u>	<u>13</u> から <u>15</u> までに掲げるもののほか、血小板機能異常症	(略)

(略)	<u>15</u>	(略)	(略)
血小板減少性紫斑病	<u>16</u>	(略)	(略)
	<u>17</u>	<u>16</u> に掲げるもののほか、血小板減少性紫斑病	(略)
(略)	<u>18</u> ～ <u>20</u>	(略)	(略)
自己免疫性溶血性貧血	<u>21</u> ・ <u>22</u>	(略)	(略)
	<u>23</u>	<u>21</u> 及び <u>22</u> に掲げるもののほか、自己免疫性溶血性貧血（A I H Aを含む。）	(略)
(略)	<u>24</u> ～ <u>28</u>	(略)	(略)
先天性血液凝固因子異常	<u>29</u> ～ <u>39</u>	(略)	(略)
	<u>40</u>	<u>29</u> から <u>39</u> までに掲げるもののほか、先天性血液凝固因子異常	(略)
(略)	<u>41</u> ～ <u>52</u>	(略)	(略)

第十表 (略)

第十一表 神経・筋疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
(略)			
A T R - X 症候群	(略)	(略)	(略)
海綿状血管腫（脳脊髄）	<u>9</u>	海綿状血管腫（脳脊髄）	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合

(略)	<u>17</u>	(略)	(略)
血小板減少性紫斑病	<u>18</u>	(略)	(略)
	<u>19</u>	<u>18</u> に掲げるもののほか、血小板減少性紫斑病	(略)
(略)	<u>20</u> ～ <u>22</u>	(略)	(略)
自己免疫性溶血性貧血	<u>23</u> ・ <u>24</u>	(略)	(略)
	<u>25</u>	<u>23</u> 及び <u>24</u> に掲げるもののほか、自己免疫性溶血性貧血（A I H Aを含む。）	(略)
(略)	<u>26</u> ～ <u>30</u>	(略)	(略)
先天性血液凝固因子異常	<u>31</u> ～ <u>41</u>	(略)	(略)
	<u>42</u>	<u>31</u> から <u>41</u> までに掲げるもののほか、先天性血液凝固因子異常	(略)
(略)	<u>43</u> ～ <u>54</u>	(略)	(略)

第十表 (略)

第十一表 神経・筋疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
(略)			
A T R - X 症候群	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

筋ジストロフィー	10 ～ 16	(略)	(略)
	17	10から16までに掲げるもののほか、筋ジストロフィー	(略)
(略)	18 ・ 19	(略)	(略)
重症筋無力症	20	重症筋無力症	眼筋症状、運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
(略)	21 ～ 30	(略)	(略)
頭蓋骨縫合早期癒合症	31 ～ 33	(略)	(略)
	34	31から33までに掲げるもののほか、重度の頭蓋骨早期癒合症	(略)
(略)	35 ～ 47	(略)	(略)
先天性ミオパチー	48 ～ 53	(略)	(略)
	54	48から53までに掲げるもののほか、先天性ミオパチー	(略)
(略)	55 ～ 65	(略)	(略)

筋ジストロフィー	9 ～ 15	(略)	(略)
	16	9から15までに掲げるもののほか、筋ジストロフィー	(略)
(略)	17 ・ 18	(略)	(略)
重症筋無力症	19	重症筋無力症	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
(略)	20 ～ 29	(略)	(略)
頭蓋骨縫合早期癒合症	30 ～ 32	(略)	(略)
	33	30から32までに掲げるもののほか、重度の頭蓋骨早期癒合症	(略)
(略)	34 ～ 46	(略)	(略)
先天性ミオパチー	47 ～ 52	(略)	(略)
	53	47から52までに掲げるもののほか、先天性ミオパチー	(略)
(略)	54 ～ 64	(略)	(略)

脳形成障害	66	(略)	(略)
	67	巨脳症—毛細血管奇形症候群	同上
	68 ～ 72	(略)	(略)
脳動静脈奇形	73	脳動静脈奇形	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
(略)	74 ～ 81	(略)	(略)

第十二表 慢性消化器疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
炎症性腸疾患（自己免疫性腸症を含む。）	1	(略)	(略)
	2		
	3	自己免疫性腸症（IPEX症候群を含む。）	同上
	4	(略)	(略)
(略)	5	(略)	(略)
肝血行異常症	6	先天性門脈欠損症	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合
	7	門脈圧亢進症（バンチ症候群を含む。）	同上
	8	門脈・肝動脈瘻	同上

脳形成障害	65	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)
	66 ～ 70	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	71 ～ 78	(略)	(略)

第十二表 慢性消化器疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
炎症性腸疾患	1	(略)	(略)
	2		
	(新設)	(新設)	(新設)
	3	(略)	(略)
(略)	4	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)

肝硬変症	<u>9</u>	(略)	(略)
	<u>10</u>	<u>先天性肝線維症</u>	<u>同上</u>
(略)	<u>11</u> ～ <u>18</u>	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	<u>19</u>	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)

肝硬変症	<u>5</u>	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	<u>6</u> ～ <u>13</u>	(略)	(略)
<u>原発性硬化性胆管炎</u>	<u>14</u>	<u>原発性硬化性胆管炎</u>	<u>疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合</u>
<u>自己免疫性肝炎</u>	<u>15</u>	<u>自己免疫性肝炎</u>	<u>疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合</u>
<u>自己免疫性腸症 (IPEX症候群を含む。)</u>	<u>16</u>	<u>自己免疫性腸症 (IPEX症候群を含む。)</u>	<u>疾病による症状がある場合又は治療を要する場合</u>
(略)	<u>17</u>	(略)	(略)
<u>新生児ヘモクロマトーシス</u>	<u>18</u>	<u>新生児ヘモクロマトーシス</u>	<u>疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合</u>
<u>先天性肝線維症</u>	<u>19</u>	<u>先天性肝線維症</u>	<u>疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合</u>
先天性吸収不全症	<u>20</u>	<u>アミラーゼ欠損症</u>	<u>疾病による症状がある場合又は治療を要する場合</u>
	<u>21</u>	<u>エンテロキナーゼ欠損症</u>	<u>同上</u>
	<u>22</u>	<u>ショ糖イソ麦芽糖分解酵素欠損症</u>	<u>同上</u>
	<u>23</u>	<u>先天性グルコース・ガラクトース吸収不良症</u>	<u>同上</u>
	<u>24</u>	<u>乳糖不耐症</u>	<u>発症時期が乳児期の場合</u>
	<u>25</u>	<u>リパーゼ欠損症</u>	<u>疾病による症状がある場合又は治療を要する場合</u>

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
総排泄腔異常症	20	総排泄腔遺残	左欄の疾病名に該当する場合
	21	総排泄腔外反症	同上
(略)	22	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
難治性下痢症	23	アミラーゼ欠損症	疾病による症状がある場合又は治療を要する場合
	24	エンテロキナーゼ欠損症	同上
	25	シヨ糖イソ麦芽糖分解酵素欠損症	同上
	26	先天性グルコース・ガラクトース吸収不良症	同上
	27	腸リンパ管拡張症	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は小腸移植を行った場合
	28	乳糖不耐症	発症時期が乳児期の場合
	29	微絨毛封入体病	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は小腸移植を行った場合
	30	リパーゼ欠損症	疾病による症状がある場合又は治療を要する場合
(略)	31 ・ 32	(略)	(略)

先天性門脈欠損症	26	先天性門脈欠損症	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合
総排泄腔遺残	27	総排泄腔遺残	左欄の疾病名に該当する場合
総排泄腔外反症	28	総排泄腔外反症	左欄の疾病名に該当する場合
(略)	29	(略)	(略)
腸リンパ管拡張症	30	腸リンパ管拡張症	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は小腸移植を行った場合
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	31 ・ 32	(略)	(略)

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
非特異性多発性小腸潰瘍症	33	非特異性多発性小腸潰瘍症	疾病による症状がある場合又は治療を要する場合
(略)			
ポリポーシス	(略)	(略)	(略)
免疫性肝疾患	42	原発性硬化性胆管炎	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合
	43	自己免疫性肝炎	同上
	44	新生児ヘモクロマトーシス	同上
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

第十三表 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	(略)		
	9	(略)	(略)
	10	MECP2 重複症候群	基準(ア)又は基準(ウ)を満たす場合
	11 ～ 22	(略)	(略)
	23	武内・小崎症候群	基準(ア)、基準(イ)又は基準(ウ)を満たす場合
	24	(略)	同上

微絨毛封入体病	33	微絨毛封入体病	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は小腸移植を行った場合
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)			
ポリポーシス	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
門脈圧亢進症	42	門脈圧亢進症 (パンチ症候群を含む。)	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合
門脈・肝動脈瘻	43	門脈・肝動脈瘻	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合

第十三表 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	(略)		
	9	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)
	10 ～ 21	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)
	22	(略)	基準(ア)、基準(イ)又は基準(ウ)を満たす場合

	25 ～ 34	(略)	(略)
--	---------------	-----	-----

備考 (略)

第十四表 皮膚疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
(略)			
色素性乾皮症	(略)	(略)	(略)
スティーヴンス・ジョンソン症候群	3	スティーヴンス・ジョンソン症候群 (中毒性表皮壊死症を含む。)	治療が必要な場合
先天性魚鱗癬	4 ～ 8	(略)	(略)
	9	4から8までに掲げるもののほか、先天性魚鱗癬	(略)
(略)	10 ～ 14	(略)	(略)

第十五表 (略)

第十六表 脈管系疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
遺伝性出血性末梢血管拡張症	1	遺伝性出血性末梢血管拡張症	疾病による症状がある場合又は治療が必要な場合
カサバツハ・メリット症候群	2	カサバツハ・メリット現象 (症候群)	疾病による症状がある場合又は治療が必要な場合
脈管奇形	3 ～ 9	(略)	(略)

別表第一～別表第四 (略)

	23 ～ 32	(略)	(略)
--	---------------	-----	-----

備考 (略)

第十四表 皮膚疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
(略)			
色素性乾皮症	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
先天性魚鱗癬	3 ～ 7	(略)	(略)
	8	3から7までに掲げるもののほか、先天性魚鱗癬	(略)
(略)	9 ～ 13	(略)	(略)

第十五表 (略)

第十六表 脈管系疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
脈管奇形	1 ～ 7	(略)	(略)

別表第一～別表第四 (略)